

令和三年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第四号

保険業法等の一部を改正する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員を身分を示す証票の様式の特例に関する命令
保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）を実施するため、保険業法等の一部を改正する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員を身分を示す証票の様式の特例に関する命令を次のように定める。

附 則
保険業法等の一部を改正する法律附則第四条第一項において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第五百五号）第二百七十二条の二十三（保険業法等の一部を改正する法律附則第四条第十七項において読み替えて準用する保険業法第九十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定（都道府県知事の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査の際に職員が携帯するその身分を示す証票は、認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第百三条本文の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

別記様式（本則関係）
この命令は、公布の日から施行する。

別記様式（本則関係）

（第1欄）	
種 別	法人格取得を予定している事業者を事業執行する者
類 別	認可
式 名	認可
発 行 機 関	法人格取得を予定している事業者を事業執行する者
取 扱 機 関	法人格取得を予定している事業者を事業執行する者
取 扱 機 関	法人格取得を予定している事業者を事業執行する者
取 扱 機 関	法人格取得を予定している事業者を事業執行する者
取 扱 機 関	法人格取得を予定している事業者を事業執行する者

（第2欄）

この別記様式を携帯する者は、下記の欄に該当しないことを示す。		署名欄
1. 法人格取得を予定している事業者を事業執行する者		
2. 法人格取得を予定している事業者を事業執行する者		
3. 法人格取得を予定している事業者を事業執行する者		
4. 法人格取得を予定している事業者を事業執行する者		
5. 法人格取得を予定している事業者を事業執行する者		
6. 法人格取得を予定している事業者を事業執行する者		
7. 法人格取得を予定している事業者を事業執行する者		
8. 法人格取得を予定している事業者を事業執行する者		
9. 法人格取得を予定している事業者を事業執行する者		

【備考】 1. この別記様式は、第1欄に記載の事項を記載することとする。

2. 法人格取得を予定している事業者を事業執行する者である場合は、「1」に、同じく「1」に「法人格取得を予定している事業者を事業執行する者」の記載を行うこととする。

3. 署名欄に署名を行う場合には、印鑑を捺印することとする。署名欄は、必ずしも捺印する必要はないが、署名欄に署名を行う場合は、捺印することとする。

4. 署名欄に署名を行う場合には、捺印することとする。署名欄は、必ずしも捺印する必要はないが、署名欄に署名を行う場合は、捺印することとする。

5. 署名欄は、捺印後に署名を行うこととする。